

資料 2-1

国立大学法人千葉大学就業規則等の一部改正等について（概要）

○非常勤職員関係

規 則 等 名	制定理由等（主な内容）
①国立大学法人千葉大学 非常勤職員就業規則の 一部改正 【資料 3-1】	1. 労働契約法の改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）により，期間の定めのない労働契約での雇用に転換する仕組みの導入に伴う所要の改正 (別紙「非常勤職員就業規則の一部改正及び無期転換非常勤職員就業規則の制定の骨子」を参照)
②国立大学法人千葉大学 無期転換非常勤職員就業規則の制定 【資料 3-1】	1. 労働契約法の改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）により，期間の定めのない労働契約での雇用に転換した非常勤職員の就業規則について新たに制定 (別紙「非常勤職員就業規則の一部改正及び無期転換非常勤職員就業規則の制定の骨子」を参照)

○非常勤医師関係

規 則 等 名	制定理由等（主な内容）
③国立大学法人千葉大学 非常勤医師就業規則の 一部改正 【資料 3-2】	1. 労働契約法の改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）により，期間の定めのない労働契約での雇用に転換する仕組みの導入に伴う所要の改正 (別紙「非常勤医師就業規則の一部改正及び無期転換非常勤医師就業規則の制定の骨子」を参照)
④国立大学法人千葉大学 無期転換非常勤医師就業規則の制定 【資料 3-2】	1. 労働契約法の改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）により，期間の定めのない労働契約での雇用に転換した非常勤医師の就業規則について新たに制定 (別紙「非常勤医師就業規則の一部改正及び無期転換非常勤医師就業規則の制定の骨子」を参照)

○特定雇用職員関係

規 則 等 名	改正理由等（主な内容）
⑤国立大学法人千葉大学 特定雇用職員就業規則 の一部改正 【資料 3-3】	1. 労働契約法の改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）により，期間の定めのない労働契約での雇用に転換する仕組みの導入に伴う所要の改正 (別紙「特定雇用職員就業規則の一部改正及び無期転換特定雇用職員就業規則の制定の骨子」を参照)
⑥国立大学法人千葉大学 無期転換特定雇用職員就業規則の制定 【資料 3-3】	1. 労働契約法の改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）により，期間の定めのない労働契約での雇用に転換した特定雇用職員の就業規則について新たに制定 (別紙「特定雇用職員就業規則の一部改正及び無期転換特定雇用職員就業規則の制定の骨子」を参照)

○その他関連規程

規 則 等 名	制定理由等（主な内容）
⑦国立大学法人千葉大学 就業規則の一部改正 【資料3-4】	1. 「国立大学法人千葉大学無期転換非常勤職員就業規則」, 「国立大学法人千葉大学無期転換非常勤医師就業規則」及び「国立大学法人千葉大学無期転換特定雇用職員就業規則」の制定に伴い, 適用範囲を規定するための所要の改正（第2条）
⑧国立大学法人千葉大学 クロスアポイントメント 制度に関する規程の 一部改正 【資料3-5】	1. 「国立大学法人千葉大学無期転換特定雇用職員就業規則」の制定に伴い, 無期転換特定雇用職員にクロスアポイントメント制度を適用させるための所要の改正（第1条, 第2条, 第3条, 第4条第1項）
⑨国立大学法人千葉大学 職員給与規程の一部改 正 【資料3-6】	1. 「国立大学法人千葉大学無期転換非常勤職員就業規則」及び「国立大学法人千葉大学無期転換非常勤医師就業規則」の制定に伴い, 期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の通算の取扱いについて規定するための所要の改正（第27条第3項）
⑩国立大学法人千葉大学 特定雇用職員給与規程 の一部改正 【資料3-7】	1. 労働契約法の改正（平成25年4月1日施行）により, 期間の定めのない労働契約での雇用に転換する特定雇用職員の給与について特定雇用職員給与規程を準用することに伴う所要の改正（第1条, 第17条の2）
⑪国立大学法人千葉大学 職員退職手当規程の一 部改正 【資料3-8】	1. 「国立大学法人千葉大学無期転換非常勤職員就業規則」及び「国立大学法人千葉大学無期転換非常勤医師就業規則」の制定に伴い, 退職手当の算定基礎となる勤続期間の取扱いについて規定するための所要の改正（第7条第5項）